

振替請求の一時停止機能に係るシステム改善等に伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成 23 年 8 月 10 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

今般、株式等振替システムについて、利用者の利便性向上の観点から、振替請求の一時停止機能利用に係る改善及び加入者情報 Web 端末の入力機能拡充等を実施するとともに、新株予約権付社債の元利払いに係る課税情報申告データ及び元利金請求データのデータ授受時間を変更する。これらに伴い、株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下、「規則」という。）について一部改正するとともに、その他所要の整備を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 振替請求の一時停止機能の利用に係る利便性の向上

- ① 「一時停止・同解除申告（未了分）」について、現在は振替日の 9 時から入力が可能となっているが、これを 7 時から可能とする（規則 別表 3 1 (1) ①、3 (1) ①）。
- ② 「前日振替請求（振替未了分）」の訂正・取消について、現在は振替日の 9 時から入力が可能となっているが、これを 7 時から可能とする（規則 別表 3 1 (1) ①、3 (1) ①）。

(2) 信託財産名義に係る加入者情報に関する取扱いの変更

信託財産名義に係る加入者情報の登録の申請について、現在は書面により行う手続となっているが、これを一般の加入者情報の登録の申請と同様の方法により行う手続に変更する（規則 第 178 条）。

(3) 加入者情報 Web 端末により通知することが可能なデータの追加等

- ① 機構加入者が機構に対して通知する「配当金振込指定取次ぎデータ」について、現在のファイル伝送による通知のほかに、加入者情報 Web 端末による通知を可能とする（規則 別表 3 4 (1) ①）。
- ② 機構が機構加入者に対して通知する「加入者情報確認依頼通知データ」について、現在のファイル伝送による通知のほかに、加入者情報 Web 端末による通知を追加す

る（規則 別表3 4（2）①）。

（4）新株予約権付社債の元利払いに係るデータ授受時間の変更

一般債振替制度における現在の取扱いに合わせ、データ授受時間を次のとおり変更する。

① 元利金請求データの配信開始時刻を午後1時から午後0時30分に変更する（規則別表3 1（2）③、⑥ 2（2）①、③）。

② ファイル伝送による課税情報申告データの送信の終了時限を午前10時から午前11時に変更する（規則 別表3 2（1）①）。

（5）その他所要の整備

すでに不要となっているデータの種別を削除するなど、所要の整備を行う（規則 別表3 2（1）①）。

3. 施行日

2.（1）、（4）及び（5）の改正については平成23年9月20日から施行し、2.（2）及び（3）の改正については平成23年10月11日から施行する。

以 上